

日高市総合福祉センター

食堂運営事業者公募要項

令和8年2月

日高市福祉子ども部 生活福祉課

1 公募の目的

日高市総合福祉センター（以下「本施設」という。）の食堂について、本施設の設置目的である市民の健康の増進及び福祉の向上を図り、市民の相互交流及び地域福祉活動を促進するために経営に十分な経験と能力を有する運営事業者を公募するものです。

2 施設の概要等

食堂の概要は次のとおりです。

場所	日高市総合福祉センター「高麗の郷」 1階（日高市大字榆木 201 番地）	
客席	40 席	4 人掛テーブル×10 台
面積	188 m ²	食事室 110 m ² 厨房 70 m ² 食品庫 8 m ²
配置	図 1 のとおり	

3 資格要件

応募資格は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とします。

- (1) 個人または法人格を持たない団体にあっては市内で事業を営んでいること。
また、法人にあっては、埼玉県内に本店もしくは主たる事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 県内で過去 3 年間において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等又はその暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係諸法令により許認可等が必要な場合、その許認可等を受けていること。
- (8) 告示の日から相当の期間内に県内においておおむね 3 年間程度食堂その他飲食事業に関する営業実績を有すること。
- (9) 県税及び市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 営業に意欲的であり、継続した自主営業ができること。

4 営業条件

- (1) 食堂の使用は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外

使用となります。

(2) 使用期間

使用期間は1年間とします。なお、使用期間は更新できるものとし、更新する際には、使用期間満了日の30日前までに行政財産使用許可申請書を提出するものとします。

(3) 営業開始日

営業開始日は、市（指定管理者）との協議により決定します。（令和8年下期を想定）

(4) 営業日時

営業日時は、原則本施設の開館日の開館時間内（午前9時～午後9時30分）で、昼食の時間帯を含む4時間以上（例：午前11時～午後3時）とします。ただし、本施設の設備点検等により、営業できない日時は除きます。

また、市（指定管理者）、運営事業者は、自己都合により営業時間等を変更しようとするときは、事前協議の上、決定するものとします。

※休館日：毎月第1、第3土曜日、年末年始（12月28日～1月4日）

(5) 経費の負担及び備品の貸与等

①食堂の使用料は、日高市行政財産の使用料に関する条例第4条及び日高市行政財産の使用料における運用基準に基づき、全額免除とします。

②食堂の運営に必要な経費は、原則として次の区分により負担するものとします。

経費	負担	
	市	事業者
①電気料		○
②テレビ受信料	○	※1
③ごみ処理費用		○
④水道料		○
⑤下水道料		○
⑥燃料費		○
⑦清掃費		○
⑧建物修繕料	○	
⑨備品修繕料		○
⑩設備保守料		○

※1 事業者が設置するものは事業者の負担とします。

※2 経年劣化等による大規模なものは別途協議とします。

③市は現状食堂内にある設備及び備品を運営事業者に無償使用させるものとします。なお、設備及び備品については、運営開始までに修繕が生じた場合は、運営事業者の負担となります。

また、その他食堂を使用していくために必要となる備品類については、運営事業者の負担にて取り揃えるものとします。

④運営事業者は、市からの貸与備品を別途締結する覚書の使用目的以外で使用できません。

⑤運営事業者は、市から貸与された備品を市の承諾なく改造又は修繕することはできません。

⑥運営事業者都合による改装その他の工事は、事業者負担とし、あらかじめ工事条件を付した協議書を提出して市の承認を得るものとします。

(6) メニューと価格

栄養と価格、見栄えのバランスに優れており、利用者の健康維持管理の一助となるようなものとします。最低限の基準として、主食3品目（定食、麺類、丂等）以上を取り扱うものとします。

また、利用者同士が交流する一助となるようテイクアウト、お菓子、カフェメニュー等も取り扱うこととします。その他の内容は提案とします。

価格は、幅広い年齢層が利用しやすい価格となるよう努めてください。価格改定の際には、事前に市（指定管理者）、運営事業者と協議し、承諾を得たうえで実施するものとします。

(7) 食堂の管理

運営事業者は、常に善良なる管理者として、注意をもって使用を行い、次の事項の管理一切を遵守するものとします。

①運営事業者は、食堂等の使用にあたっては、常に整理整頓に努め、火災予防には厳に注意しなければなりません。

②運営事業者が本施設から退出するときは、内部の整頓、窓の閉鎖、消灯の実施、火気の確認、その他異常のないことを確認したうえ出入口に施錠し、市（指定管理者）に退出の旨を告げて鍵を預けるものとします。

(8) サービス業としての心構え

運営事業者は、常に販売する飲食物の充実とサービスの向上に努め、利用者に不快の念を抱く行為をしないようにしてください。

(9) 従業員の管理

①運営事業者は、従業員の健康状態に留意し、感染病に罹患した場合又は疑いのある場合はこれを就業させてはいけません。

②運営事業者は、従業員の健康管理のため、定期的に健康診断を受けさせるとともに毎月検便を実施し、その結果を市に報告するものとします。

(10) 損害賠償

①運営事業者は、故意又は過失により食堂及び備品等を減滅又は棄損した際は、市の指示に従い、直ちに原状回復し、損害額を支払わなければなりません。

②運営事業者は、食堂の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、これに対して補償の責に任じなければなりません。

(11) 使用上の制限

運営事業者は、食堂を使用するにあたり、常に良好な状態で使用し、許可期間中は食堂以外の用途に使用することはできません。

(12) 使用許可の取消し

市において公用若しくは公共用に供するため使用施設を必要とするとき、又は運営事業者が使用許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、又は変更することができるものとします。この場合に生じた損失について、市に対して補償を請求することはできません。

(13) 原状回復

使用許可期間満了時、又は使用許可を取消された場合、運営事業者は直ちに自己負担で市の指定する期日までに食堂等を原状回復しなければなりません。

(14) その他

本施設は、喫煙所を除き、禁煙となります。

5 応募受付

応募に係る、スケジュール等は、下記のとおりです。

内容	スケジュール
応募案内	市役所掲示板に掲示及びホームページに掲載
公募要項 配布期間	令和8年2月5日（木）から令和8年2月17日（火）まで 各日とも8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く）
公募要項 配布場所	日高市福祉子ども部生活福祉課（市役所1階10番窓口）
質問受付期間	令和8年2月9日（月）から令和8年2月17日（火）まで 各日とも8時30分から17時15分まで (土日祝日、閉庁日を除く)
申込受付期間	令和8年2月16日（月）から令和8年2月25日（水）まで 各日とも8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く）
申込受付	日高市福祉子ども部生活福祉課（市役所1階10番窓口）へ直接持参
現場確認	現場確認は、令和8年2月16日（月）午後2時から実施します。現場確認は、現場の状況確認だけであり、質問は受けません。また、質問がある場合は、下記7 質問によるものとします。 なお、希望者がいない場合は、現場確認は実施しません。 現場確認を希望する場合は、令和8年2月13日（金）17時までに電話にて福祉子ども部生活福祉課に申し込んでください。

6 提出書類

応募にあたり、次の書類を正本各1部、副本各1部（副本は正本の写し可）を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。書類を提出後に記載内容の変更はできません。

応募に要する費用は、全て申込者の負担となります。又、提出された書類は、日高市情報公開条例（平成12年3月23日条例第2号）による公開請求の対象となります。

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 提案書（以下の内容を具体的に記載してください）（様式4）
 - ①運営事業者としての基本方針
 - ②提供メニューとその種類、内容、価格
 - ③営業日及び時間
 - ④人員配置及び従業員の研修体制や育成及び指導方法
 - ⑤安定的な食堂運営をするための取組
 - ⑥食品衛生管理の取組、食中毒や事故等の予防策や対策
 - ⑦光熱水費の削減、廃棄食材等の処分等の環境負荷低減を図る取組
 - ⑧利用者から意見等を聴取し、運営業務へ反映やサービス改善を柔軟に対応する取組
 - ⑨特色やアピールポイント

(4) 決算書

法人：直近3年分の賃貸借表、損益計算書等

個人：直近3年分の確定申告書

(5) 直近3か月以内に発行された商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書

※個人の場合は直近3か月以内に発行された住民票

(6) 納付すべき県税並びに市税、消費税、地方消費税に滞納がないことを証する書類

(7) 定款

(8) 飲食店営業許可、食品衛生責任者資格証、公的機関から発行される代表者の身分証明書の写し

(9) 事業者概要書（様式5）

7 質問

今回の応募で質問がある場合は、質問事項を簡潔にまとめ、様式3により福祉子ども部生活福祉課に次のとおり提出してください。

(1) 質問受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月17日（火）まで
各日とも8時30分から17時15分まで
(土日祝日、閉庁日を除く)

(2) 質問提出方法 FAX（提出前に電話にて福祉子ども部生活福祉課に連絡してください。）

(3) 質問への回答 申込者全員に質問事項及び回答をFAXで行います。

8 選定方法

選定は、申込者から提出された書類により、次に掲げる評価基準表に基づき、採点を行い、点数が最も高い申込者を選定します。

また、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

選定後、令和8年3月20日（金）（予定）までに申込者全員に選定又は非選定の結果をお知らせします。また、事業者の公表を市ホームページに掲載予定です。

評価基準表		
評価項目	評価ポイント	得点
1.基本方針	・運営事業者としての基本方針は適切であるか。	5
2.メニュー、価格	・メニューは、主食3品目以上で、見栄えや価格とのバランスに優れ、テイクアウト等を提供できるか。	5
3.営業日時	・営業条件に記載した内容と同等以上の水準か。	5
4.人員配置、人員育成	・食堂運営が円滑に実施できるような人員配置及び従業員の研修、育成体制は適切か。	5
5.経営状況	・年間を通して、安定的な食堂運営が遂行できるか。	5
6.管理体制	・食品衛生管理の取り組み、食中毒や事故等の予防策や対策は適切か。	5
7.環境配慮	・光熱水費削減、廃棄食材等の処分等の環境負荷低減を図る取組が行われているか。	5
8.サービス改善の取組	・利用者から意見等を聴取し、運営業務への反映やサービス改善を柔軟に対応する取組がなされているか。	5

9.創意工夫	・特色やアピールポイントの内容は魅力的か。	5
	合計点	45

9 その他

- (1) 次の場合には、運営事業者としての決定を取り消します。
 - ①応募に係る提出書類に虚偽の内容があったとき。
 - ②資格要件を満たさなくなったとき。
 - ③正当な理由なくして使用許可申請手続きをしなかったとき。
 - ④運営事業者の決定から使用許可の手続きまでの間で、経営及び資金事業の変化等により食堂運営が著しく困難であると市が判断したとき。
 - ⑤社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (2) 運営事業者は、提出した書類に沿って事業を運営するものとし、変更が生じる場合は、事前に市と協議し、承認を得ていただきます。
- (3) この要項に定めのない事項は、協議の上、決定します。
- (4) 応募を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

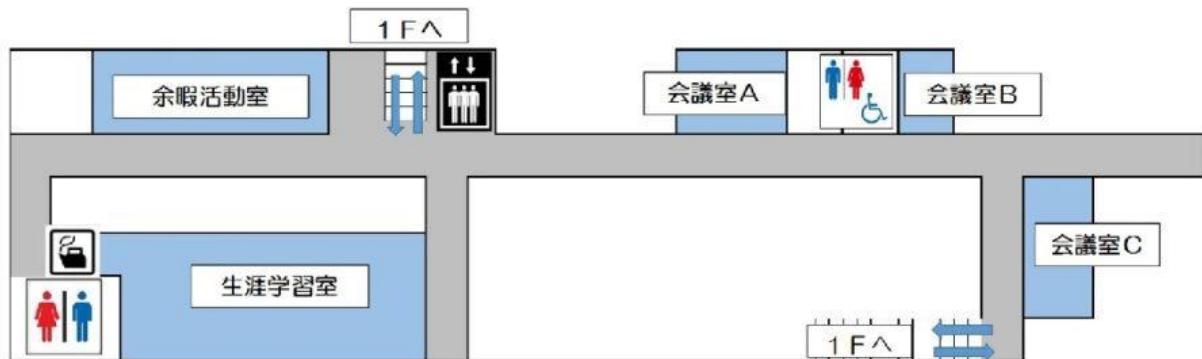
10 申請、問い合わせ先

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地
 日高市役所 福祉子ども部 生活福祉課 地域福祉担当
 電話：042-989-2111（内線 1902）
 FAX：042-985-4444
 E-mail：fukusi@city.hidaka.lg.jp

(図1) 総合福祉センター配置図



日高市総合福祉センター「高麗の郷」館内図 2F



(参考) 日高市総合福祉センターパンフレット

お風呂

毎月第1火曜日は「障がい者専用の日」
(午前10時30分～午後1時)

■浴室使用料

区分	使用料
市内の65歳以上のかた及び障がいのあるのかた	100円
市内の64歳以下のかた	200円
市内の未就学児童	無料
上記以外のかた(乳幼児含む)	600円

※市内とは公共施設の相互利用対象となる市町の住民のかたを含みます。
※タオル、シャンプー、石けんはご持参ください。

お部屋

■貸室使用料 ※高齢者・障がい者団体・公共団体・公共団体は無料で使用できます。

部屋名	人 数	使用料*
研修室	300人	1時間につき 1,000円
大広間	100人	1時間につき 1,000円
教養娯楽室	30人(1・2・3名10人)	1部屋、1時間につき 150円
調理実習室	20人	1時間につき 350円
生涯学習室	56人	1時間につき 500円
余暇活動室	28人	1時間につき 350円
会議室A	10人	1時間につき 200円
会議室B	6人	1時間につき 150円
会議室C	18人	1時間につき 250円

■利用の申込み

受付時間／午前9時～午後7時まで、電話での仮予約もできます。
受付期間／貸室の利用は、利用予定日の3ヶ月前の同日から。
ただし、高齢者団体及び障がい者団体の場合は4ヶ月前の同日から受付します。

開館時間

午前9時～午後9時30分

※下記については、以下の時間となります。

浴室:午前10時30分～午後7時(券売機は午後6時30分まで)
研修室:午前9時～午後9時
大広間・教養娯楽室・調理実習室:午前9時～午後7時

休館日

毎月第1、第3土曜日、
年末年始(12月28日～1月4日)

交通のご案内

お問い合わせ

日高市総合福祉センター 高麗の郷
埼玉県日高市大字榆木201番地
TEL 042-985-9988

Information 利用のご案内

やわらかな、陽ざしが 降りそそぐ…ひとにやさしい施設です

日高市総合福祉センター 高麗の郷

日高市では、誰もが健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

その一環として建設された総合福祉センター「高麗の郷(こまのさと)」は、高齢者・障がい者の福祉センター、子育て総合支援センター「ぬくぬく」、介護相談などの窓口となる高麗川地域包括支援センター、障がいのあるかたが作業を通して生活訓練を行う障がい者支援施設「こまのさと作業所」など、総合的なサービスを市民の皆さんに提供する施設です。

①日高市社会福祉協議会
②高麗川地域包括支援センター
③ヘルバーステーションこまの郷
④子育て総合支援センター「ぬくぬく」
お問い合わせ TEL042-985-8020
⑤日高市障がい者相談支援センター
⑥こまのさと作業所
⑦シルバー人材センター
⑧情報コーナー

エントランスホール

●無料の教養娯楽サービス
卓球台や囲碁・将棋盤の貸出・電子浴コーナーをご利用いただけます。

⑨卓球コーナー
⑩浴室
⑪大広間
⑫研修室
⑬子育て総合支援センター「ぬくぬく」
⑭図書・電子浴コーナー

⑮生涯学習室

⑯余暇活動室

⑰会議室A

⑱会議室B

⑲会議室C

⑳2階

8